

令和2年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 令和2年2月14日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

建設部長	江澤利典
会計管理者	廣森孝江
国保年金課長	吉田正明
高齢者福祉課長	田中和彦
下水道課長	中村正巳
水道課長	海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	片岡和久
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育次長	関貴美代

・連絡員

教育総務課長	川名弘晃
--------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片岡和久
-------------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	内海洋和
----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	岡本裕之
副主幹	中嶋敏江
主査	須賀澤勲

主 査 嘉 瀬 順 子
主 査 補 吉 井 博 貴
主 任 主 事 村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

令和2年2月14日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第23号

提案理由の説明

諮問第1号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

予算審査特別委員会の設置及び付託

日程第4 休会の件

○議長（鈴木広美君）

おはようございます。本日、令和2年3月第1回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は諮問1件、議案23件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから令和2年3月第1回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、2月5日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、11月、12月の予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告4件が議長宛に提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第172条の規定に基づく議員派遣について、配布の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届出が、小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、木村利晴議員、小菅耕二議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○小菅耕二君

令和2年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月6日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告します。

3月定例会に上程される案件は諮問1件、議案23件であります。

次に、一般質問の通告が代表6人、個人9人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月19日までの35日間と協議決定いたしました。

3月定例会は、新年度予算を協議する重要な定例会でもありますので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から3月19日までの35日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は35日間に決定をいたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第23号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号から議案23号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに、令和2年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、令和2年度の市政運営と予算編成の基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

去年は台風15号の暴風雨など、かつて経験したことのないような自然の猛威に大きな被害を受けた年でした。被災された皆様には、改めて心からのお見舞いを申し上げますとともに、今後も引き続き、市民の皆様の生活基盤が1日も早く取り戻せるよう、被災者支援等に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今年は、私が市長となってから10年目を迎える年でございます。この間、振り返りますと、さまざまな出来事がありました。私の市政運営に対し、市民の皆様、議員の皆様から、ときには喜ばれ、ときには叱咤激励を受け、また困難に直面したときには、多くの皆様からご支援をいただき、その困難を乗り越えて今に至っております。この間、市長として皆様に支えられて市政運営できましたこと、私は心から感謝しております。

現在、八街市総合計画に基づき、令和2年度から5カ年の後期基本計画を策定するための作業を進めており、この間には市制施行から30年の節目を迎えることとなります。しかし、いまだ八街市はソフト・ハードの両面において発展の途上にあり、今後もさまざまな分野において、一層の街づくりが求められております。また、私が市長に就任してから市民の皆様にお約束したまちづくりについても、一定の成果が上がったもの、いまだ過程にあるものなどさまざまございます。

人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況など、本市を取り巻く経済・社会情勢は不確実性を増しており、このような中において、誇りの持てる街、ふるさととして愛着の持てる街の実現を図るには、皆様の協力なしには実現できません。

今後もさまざまな機会を捉えてご意見を拝聴し、一人ひとりの市民の声を大切にしまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ、これまでと同様に、市民の皆様、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、市の最上位計画である「八街市総合計画2015」をもとに八街市のまちづくりに取り組んでおります。まちづくりを進めていくにあたり、先に実施しました市民意識調査では、「道路の体系的整備」「公共交通の充実」「子どもの教育の充実」など、さまざまなまちづくりに対する期待が寄せられたところでございます。

このような中、本市の悲願でもありました榎戸駅自由通路及び橋上駅舎、国道126号沖入口交差点改良事業が昨年を終了し、また、小中学校の空調設備整備事業も予定どおり今年度中の完了の目途が立ったことなど、市民の皆様の利便性向上や教育環境の充実を図れたことは、大変、喜ばしい出来事でございます。今後におきましても、八街バイパスの全線開通、住野十字路交差点改良事業の推進、児童館の建設など、まずは現在、早期完成を目指し進めている事業、計画決定している事業につきまして、着実に進捗するよう一層の努力をしてまいりたいと考えております。

また、昨年は災害によりやむなく中止せざるを得なかった「やちまた落花生まつり」や「小出義雄杯八街落花生マラソン大会」につきましては、改めて関係者の皆様にご協力を仰ぎ、実施してまいりたいと考えております。特に「小出義雄杯八街落花生マラソン大会」については、参加を予定していたランナーの皆さん、協賛していただいた皆さんなどから、中止決定についてのご理解と、次回開催を期待するとの多くの暖かいメッセージを頂戴しましたし、なによりマラソン大会を成功させることが、この大会を誰よりも楽しみにし、大会開催にご尽力いただいた亡き小出義雄氏のご恩に報いることだと考えているからでございます。

先の実行委員会において、令和2年10月25日の開催が決定されました。改めて実行委員会の皆様、ボランティアの皆様などとともに、この大会が成功裏に終了できるよう、万全の準備を進めてまいりたいと考えております。

本年も昨年と同様、本市を取り巻く状況は依然として厳しい状況にありますが、持続可能な社会の構築、個性を活かしたまちづくりに向けて、「八街市総合計画2015」をもとに、各種施策を推進することによりまして、将来都市像としての『ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた』の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、令和2年度の予算編成にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

令和2年度の予算編成においては、時代の潮流の変化や多種多様化する市民ニーズに的確に対応した、時代にふさわしいまちづくりを推進するため、その指針となる基本構想と、その具体的な施策をまとめた基本計画・実施計画に基づく主要な事務事業に取り組むとともに、特に重点プロジェクトとして位置付けている事業等を優先的に実施し、施策の展開を図る予

算編成を行うことといたしました。

そのためには、積極的に各種事業の事業効果について、検討・評価をするとともに、それに基づいて事務事業の見直し、重点化等に不断に努めていくことが求められています。

このことから、令和2年度の予算編成にあたっては、厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を有効に活用するため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算として編成したところでございます。

令和2年度の収支見通しでございますが、まず、歳入の主なものとして、税収面では前年度当初予算と比較して、固定資産税が新築家屋の増や償却資産の新設により増額が見込まれるものの、法人市民税の税率の変更に伴う減額や、市たばこ税の販売本数の減少に伴う減額により、市税全体としては若干の減少見込みであること、また、地方交付税については、総務省が発表した地方財政対策の概要において総額が増額となったことから、本市における地方交付税についても増加を見込んでいます。

また、国庫支出金については、生活保護費や障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費等の扶助費に伴う国庫支出金の増額を見込んでおり、市債では、老人福祉センター整備事業や児童館整備事業、八街南中学校屋内運動場改修事業の実施に伴い、増額となっております。

次に歳出でございますが、前年度当初予算と比較すると、第2庁舎解体事業や図書館整備事業、八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修が終了したことに伴い減額となる一方、新たに老人福祉センター整備事業、私立認定こども園施設整備事業、児童館整備事業、第1庁舎空調設備の更新等に伴う庁舎整備等の大規模事業を予定しています。また、障害者自立支援給付事業費や生活保護費についても、対象者の増に伴い増額となっております。今後も扶助費などの義務的経費につきましては増加していくものと思われることから、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

特に、昨年の台風15号等の災害対応につきましては、幸い財政調整基金などにより、当面の災害復旧費用や各種支援策の財源は確保できましたが、想定外の莫大な費用負担により、今後の事業計画における財源手当てに狂いが生じるなど、財政運営に大きな影響を及ぼしました。こうした点を踏まえまして、今後におきましては、より一層、自主財源の確保や予算の効果的な配分と執行に努め、各種財政指標に留意しつつ、将来にわたり持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、令和2年度の主要事業の概要につきまして、基本構想の8つの街づくりの分野に沿って説明いたします。

まず初めに、『便利で快適な街』のための主な施策についてでございます。

先に触れましたが、「道路の体系的整備」「公共交通の充実」につきましては、市民の皆様から非常に高い関心が寄せられています。現在、本市の「八街市地域公共交通網形成計画」は、令和2年度をもって計画期間が終了を迎えることから、この効果検証結果をもとに、本市の地域特性を踏まえた「次期地域公共交通網形成計画」を策定するための予算を計上いたしました。現在、本市で実施しているふれあいバスの今後のあり方のほか、高齢者外出支

援タクシーなど、補完的な措置につきましても検討・研究しつつ、利便性の向上と将来にわたり持続可能な公共交通システムについて、本市の実情に沿った適切な計画を策定いたします。

道路整備についてでございますが、本市の道路事情は、市内各所における慢性的な渋滞の発生などにより、ご不便をおかけしております。これらの改善には市民の要望が非常に強かったものの、残念ながら長年にわたり改善できなかったことから、市内各所の幹線道路整備は、本市にとって大変重要な課題でございました。

このような中において、昨年は国道126号沖入口交差点改良事業が完了し供用開始となったこと、また、国道409号住野交差点の改良に向けても事業に着手し、既に一部の用地買収が終了したことなど、本市南北における主要道路整備に、一定の進展をみた年でもあったと考えております。その他にも、市内中心市街地の混雑を避け、東西に結ぶ八街バイパス事業が順調に進み、残っていた国道409号から大木地先までの約500メートル部分についても、令和2年度の完成に向け着実に進展するなど、八街市の東西南北の幹線道路整備に一定の目途が立ってまいりました。

今後は、次の道路整備計画として、本市から西側方面に向かう佐倉インターチェンジにアクセスする道路の整備に注力し、市内全体のバランスのとれた道路整備に努力してまいりたいと考えております。この件につきましては、昨年の知事との意見交換会の席上で、本市の重要課題として、直接知事に要望しているほか、県市長会等を通じても、県に対して働きかけているところでございます。来年度予算では、このアクセス道路につきましても、調査経費等の県道神門八街線バイパス整備事業負担金を計上いたします。

これからも市民生活や産業活動を支える道路等につきましては、交通需要や渋滞箇所を把握する中で、計画的な整備を進めてまいります。

次に、本市の都市計画についてでございますが、都市計画マスタープランは、上位計画である八街市総合計画や千葉県の策定した都市計画区域マスタープランと整合を図りつつ、都市の健全な発展のために、道路等の都市施設の整備に関する施策のほか、地域の均衡ある発展と環境との共生、福祉増進のための配慮など、各種の課題に対する施策を含めた都市計画の基本方針を、総合的に定めるものでございます。

八街市では昨年、悲願であった榎戸駅整備事業が終了したことにより、市内にある八街駅・榎戸駅の整備が完了いたしました。今後は、本市活性化のため、両駅を核とした駅周辺の適切な振興整備が必要不可欠と考えておりますし、佐倉IC、酒々井IC、山田ICなどに接続する市内幹線道路の整備をさらに加速させるとともに、幹線道路沿線における計画的な開発・建築の誘導を通じて、土地の有効活用を促進するなど、市全体のバランスの取れた発展を目指していかなければなりません。

また、一方で人口減少・少子高齢化に伴い、効率的な財政運営のもとで住民意識の多様化に対応した都市行政の実践が求められています。このことから、本市の将来の都市計画の指針となる「八街市都市計画マスタープラン」を令和2年度から2カ年をかけて策定するため

の予算を計上いたしました。

次に、2つ目の『安全で安心な街』のための主な施策についてでございます。

「災害は忘れた頃にやってくる」、自然災害はその被害を忘れたときに再び起こるもの、そのための事前の備えを怠るなどの戒めの言葉がありますが、今年の台風15号などの一連の災害は、本市において過去に経験したことのない災害であり、本市防災計画の想定を超えるものでございました。現在、被災者の生活再建を最優先に各種施策を進めており、特に被害の大きかった農業に対しては、被災農業施設等復旧支援事業により、農業用施設や機械の再建・修繕等の支援を実施しております。住宅被災者に対する支援として、全壊・大規模半壊家屋を所有する方に対しては、被災者生活再建支援法に基づく支援や、一部損壊と判定された住宅を修繕する場合には、災害救助法の応急修理や住宅修繕緊急支援事業の支援も実施しております。そのほか、各種施策も含めて、市民の皆様が1日でも早く、従来の生活を取り戻せるよう、今後も速やかに必要な支援をしてまいりたいと考えております。また、今回の災害を教訓に、停電が長期かつ広域的に発生した場合における対応等につきましても、地域防災計画の見直しの中で、早期に取り組んでまいりたいと考えております。

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり施策等も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施するため、国土強靱化地域計画を策定いたします。

市役所庁舎につきましても、平成30年度に庁舎の耐震化を実施し、防災拠点としての機能強化を図ったところでございますが、令和2年度では、今後も継続して施設を利用するための長寿命化計画の策定とあわせて、市役所第1庁舎につきましても、防災拠点としての機能強化や、来庁者や職員の健康等に留意した執務環境を整備するため、空調設備を更新するための予算を計上いたしました。また、地域防災活動の担い手である消防団の団員に対して、火災出動手当を増額することにより、待遇の改善を図ることといたしました。

次に、3つ目の『健康と思いやりにあふれる街』のための施策についてでございます。

子育て支援にかかる令和2年度の主な事業でございますが、まず、児童館につきましては、今年度にパブリックコメントの結果等を参考に実施設計を行ったところでございます。当初の予定では、今年度中に建設工事等についても着手する予定で計画しておりましたが、国庫補助金を確保するため県の担当課と協議を重ねた結果、建設工事等は令和元年度からの継続費とするよりも、令和2年度の単独事業とし、その財源として国庫補助金を申請した方が、補助金の交付が確実に受けられるとの結論に至りました。このことから、令和元年度に予算計上した継続費については、これを廃止し、建設工事費等は全額令和2年度当初予算に振りかえて計上することといたしました。なお、これによりまして、来年4月の児童館の開館予定が遅れるものではございませんのでご理解をお願いいたします。

近年、核家族化が進行し、産前・産後の母親が孤立感を抱きやすくなっています。こうした育児不安が高じて、うつ発症や自殺、子どもへの虐待につながるおそれがあることから、産前・産後の母親のメンタルヘルスケアや児童虐待の効果的な予防のためには、妊娠期から

子育て期に至るまで、切れ目のない支援が極めて重要なものと考えております。令和2年度から、このような家族等から家事または育児の支援が受けられない方などを対象に、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う世話、育児指導、相談、その他の援助を行い、産後も安心して子育てができるよう、必要に応じて助産師、保健師などを配置する産後ケア事業を開始いたします。

待機児童解消対策として、私立八街泉幼稚園が令和3年度に認定こども園に移行するための施設整備に対して、経費の一部を補助することにより、子育て支援環境の充実を図ってまいります。この認定こども園の開設によりまして、0歳児から5歳児まで、48名の児童に対して新たに保育の場を提供することが可能となります。

現在、中学生まで実施しております子ども医療費助成制度につきまして、さらに子育て世代の支援の充実を図るため、高校生等までの医療費を助成し、経済的負担を軽減することといたしました。高校生等までの医療費助成制度は、市民の皆様からも要望があり、子育て世代の関心の高い事業でございました。子育て世代が安心して子どもを産み育てる環境整備を図るため、市内在住の高校生等までを対象に、令和2年8月1日以降の診療分から医療費の助成を開始いたします。

老人福祉の向上を図るための施設として、多くの皆様にご利用いただいている老人福祉センターでございますが、築40年以上を経過し、施設全体に老朽化が進み、利用者の皆様にご不便をおかけしております。このことから、施設の大規模改修を実施するため、本年度に実施設計を行ったところであり、令和2年度には、この設計に基づいて大規模改修工事の予算を計上いたしました。完成の暁には、施設全体のバリアフリー化が図られるとともに、壁、床、窓、トイレ、お風呂などをリニューアルすることになりますので、高齢者のどなたでも使いやすい施設に生まれ変わるものと考えております。

健康づくりは生涯を通じて行う必要があります、まずは自らが主体的に行うことが基本ではありますが、あわせて地域と連携をしながら、年代ごとの健康課題に適切に対応していくことも重要であると考えております。このことから市では、市民の健康づくりを継続的に支援するため、令和2年度予算において、健康寿命延伸を目的として、65歳以上の方を対象とした介護予防教室の充実を図ってまいります。

また、令和2年度では、障がいをお持ちの方の総合相談窓口として、基幹相談支援センターを設置いたします。

次に、4つ目の『豊かな自然と共生する街』のための主な施策についてでございます。

平成15年に建設したクリーンセンター焼却炉は、経年により老朽化が進んでいる一方、当分の間は既存施設を利用していかなければならないことから、排出されるゴミを適正に焼却処理できるよう計画的に補修や修繕をする必要があります。このため令和2年度予算では、循環型社会形成推進交付金を活用し、施設性能を維持しつつ延命化を図るための計画を策定することといたしました。また、人が社会生活を営む上で、生活に伴って発生する不要物の排出は避けて通れませんが、その発生を最小限に抑制することは可能でございます。今まで

も市民、事業者との連携・協力により、ゴミの減量化に一定の成果がありましたが、今後も引き続きリサイクルの推進、分別収集の徹底などの取り組みを推進することによりまして、できるだけ資源として適正に利用し、環境への負荷が低減された資源循環型社会の構築に努めてまいります。

平成25年に水銀による環境汚染防止を目指した「水銀に関する水俣条約」が、国連環境計画の外交会議で採択・署名され、これを受け、国内では、平成27年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布されました。これにより、一般照明用の高圧水銀灯については、令和2年末をもって製造等が禁止となりました。八街中央公園は昭和52年に設置されて以来、水銀灯を照明として使用しておりましたが、水銀灯の製造が終了することや、照明灯の長寿命化・省電力化を図るため、22基の照明灯につきまして、全てLED化することといたしました。

次に、5つ目の『心の豊かさを感じる街』のための主な施策についてでございます。

まず、子どもの教育・健全育成の充実についてでございますが、教育施設では、安全性に配慮した計画的な改修・整備を推進しているところであり、令和2年度には、老朽化に伴う笹引小学校屋内運動場の床の張り替え、八街南中学校屋内運動場の屋根と床の大規模改修工事を実施して、教育施設の改善を図ってまいります。情報化や国際化など時代に即した教育の推進を図るため、昨年に千葉工業大学と締結いたしました協定に基づいて、令和2年度から導入される小学校のプログラミング教育の実施にあわせ、大学と八街市教育委員会との関係の深化を図ってまいります。

文部科学省は、先に全国市町村の教育委員会を対象に、教員がプログラミング教育に関する研修を受けたり、模擬授業を行ったりなど、最低限必要な整備を行っているかを調査した結果を公表しました。この報道によると、小学校のプログラミング教育必修化における準備は、都道府県により大きなバラツキがあることがわかりました。また、教える立場にある教員も、必修化に伴い不安感を持っているとの報道もありました。本市における小学校プログラミング教育の準備はできておりますが、千葉工業大学との協定に基づくICT教育の連携・協力体制の構築は、4月以降の本市教育行政の円滑な実施の一助になるものと考えております。

次に、自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進についてでございます。本市では、「生涯学習推進計画」を策定し、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成を目指し、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会づくりに努めています。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図り、市民の充実感ある生活と健康づくりを促進しているところでございます。令和2年度では、中央公民館の大会議室の屋根の改修、照明灯のLED化、南棟1階トイレの一部について洋式化を図り、利用者の利便性向上を図ってまいります。スポーツプラザメインアリーナ・サブアリーナにつきましても、照明灯をLED化するための実施設計を行うなど、今後も省エネルギー化を図り、環境に配慮した低炭素社会を推進してまいります。

本年夏に開催されます東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、本市出身で出場が有力視されている空手組手の植草歩選手、パラバドミントンの里見紗李奈選手に対して、市民全体で応援するためにパブリックビューイングの予算を計上いたしました。市民の皆様とともに2人がオリンピック・パラリンピックの舞台上で大活躍できるよう、全員が心を一つにして精いっぱい応援をしてみたいと考えております。

次に、小出義雄杯八街落花生マラソン大会についてでございます。既に触れたとおり、先の実行委員会において、令和2年10月25日に開催することが決定されましたので、令和2年度当初予算においても必要な経費を計上いたしました。市の活性化のため大変重要なイベントと捉えておりますので、議員の皆様におかれましても、大会開催にあたり機運を盛り上げるため、昨年同様、ご協力をお願いいたします。

次に、6つ目の『活気に満ちあふれる街』のための主な施策についてでございます。

昨年の台風等による災害により、本市の基幹産業である農業は、甚大な被害をこうむりました。現在、その復旧に向けて、農家の皆さんとともに市役所としても努力しているところでございます。被災直後は農業経営の廃止・縮小が懸念されましたが、幸い、国・県からも手厚い支援をいただけることとなり、被災された多くの農家の皆さんも、今は再建に向けて前向きな気持ちで取り組んでいただいております。現在、暴風雨により壊れた農業用ビニールハウス等の撤去はおおむね終了しており、新たなビニールハウスの再建に向けて動き出しています。立てかえにあたり、残念ながらハウス栽培のスイカには影響を免れませんが、本市農業経営における収益の柱の1つであるトマトについては、その作業の開始が6月頃からでございますので、それまでには再建できるよう、農家の皆さんも準備を進めていると聞いております。被災農家等に対する支援策については、本年度の補正予算において、議会のご了承をいただき実施しているところでございますが、令和2年度におきましては、今後の災害に備え、農業ハウスの強靱化を行う農業者に対し、補助金を交付することによりまして、施設の耐久性を強化した、災害に強い施設園芸産地づくりを進めてまいります。

まちに賑わいをもたらす産業の振興策として、本市の特色を活かし、地域イメージを向上させる地域資源の活用や発掘、地域ブランドの普及促進に努めてまいります。地域ブランドとして確立された「八街産落花生」につきましては、昨年、皇嗣となられた秋篠宮家に6年連続で献上させていただきました。秋篠宮様からは、「いつも結構なものをありがとうございます。昨年の災害に対してお見舞いを申し上げます。」とのお言葉を頂戴いたしました。一昨年まで6年連続で安倍総理にも贈呈しておりましたが、昨年は臨時国会、外遊などで総理の日程が取れず、官邸にお伺いできなかったものの、総理もこの件について非常に気にかけていただいているとのことでございますので、今年は改めて日程を組んでお伺いする予定で考えております。

本市のもう一つの名産品である生姜を活用し、行政と関係団体の連携により開発・販売された「八街生姜ジンジャーエール」は、新たな地域ブランド品として確立し、コミュニティビジネスの成功事例となっております。このように地元産業を持続的に発展させるには、高

品質・高付加価値のブランド化を発掘・推進する必要があります。

現在、本市のぶどう農家が自家製のワイン醸造を行うため、酒税法により規制されている製造免許の例外が認められるよう、国家戦略特別区域法に基づく、いわゆる特区申請を行っており、ぶどうの生産者として、製造・販売まで行う6次産業化を目指しています。生産から加工、販売までの産業を融合化し、新たな価値を生み出す「6次産業化」などの創業に向けた取り組みにつきましては、今後につきましても、引き続き各種支援を継続してまいりたいと考えております。

また、去年は災害の影響で開催できなかった落花生まつりにつきましては、改めて関係者のご支援をいただき、賑わいのあるイベントとして開催できるよう、令和2年度に必要な予算を計上させていただきました。そのほか、民間施設であるドギーズアイランドとも連携し、八街市内への誘客を図るなど、今後もさまざまな活動、機会を通じて、八街市のPRに努め、本市の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7つ目の『市民とともにつくる街』のための主な施策についてでございます。

人口減少・少子高齢化が進む本市において、持続可能なまちづくりを実現させていくには、市民の皆様と行政による自助・共助・公助によるさまざまな活動とともに、これら活動主体が単独ではなく連携、協力する「協働」の推進が重要でございます。本市では、2017年から新たに市民協働推進課を設置し、「八街市協働のまちづくり条例」の制定、「八街市協働のまちづくり推進計画」の策定など、市民協働型の市政の実現に向け、積極的に取り組んでいるところでございます。

昨年の一連の災害は、まだ記憶に新しいところでございますが、大規模な災害が発生した中、市議会議員の皆様や、区長をはじめとした区役員、消防団、各種団体、発災直後に駆け付けてくださった多くのボランティアの皆様さまにさまざまなご協力をいただきました。災害の中にあっても秩序を失わず、大変なときこそ助け合う精神、他人を思いやり困った人たちを助けようという姿勢、今回の災害に対する皆様の行動をみるにつけ、共助の大切さを改めて痛感したところでございますし、市民と行政がともに協力し合い、連携して地域の困難に立ち向かう「協働」の重要性を再認識したところでございます。

令和2年度では、地域コミュニティ活動の拠点整備のため、地区集会所施設の改修及び修繕費に対し、助成するための予算を計上いたしました。市では、誰もが住みやすい安全・安心なまちづくりを実現するため、今後も多くの市民の皆様に積極的に本市のまちづくりに関わっていただきたいと考えておりますし、まちづくりのパートナーとして期待しているところでもございます。

最後に、8つ目の『市民サービスの充実した街』のための主な施策についてでございます。

現在、第2庁舎を解体しているところでございますが、第2庁舎解体後の土地の有効利用を検討するにあたり、解体に伴う組織や機能の移動により、市役所敷地内の庁舎に不足する機能はないか、支障は生じていないかなどの現状の庁舎の問題点を洗い出し、問題があった場合は改善するための方法について検討する必要があります。また、将来的な課題として、

課の統廃合など組織の見直しや、市民の皆様にとって、利便性の高い窓口サービスを提供するためのレイアウトの見直し、さらに効率的な業務を遂行するために、職員の執務環境についても検討する必要があるとございます。今後の市役所敷地内の建物のあり方として、第2庁舎解体後の土地の有効利用を考えるための基礎資料の収集を目的に、令和2年度予算において執務環境の調査業務予算を計上いたしました。今後は、この基礎資料を基に、市民の皆様、議員の皆様のご意見を参考に、第2庁舎の跡地利用につきまして、慎重に検討してまいります。

以上、令和2年度の主な施策につきまして説明させていただきました。

次に、当初予算とは直接関係するものではございませんが、中国湖北省武漢市を中心に発生しました新型コロナウイルスについてでございます。日本国内でも訪日中国人の感染者が確認されて以降、日に日に感染者が増加し、現在、日本人にも感染者が出るなど、感染が拡大しております。先にWHOは、世界的な感染の広がりから、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」との宣言を出しました。八街市内では、観光で訪れる訪日中国人と直接接触する機会は少ないと思われませんが、本市に近接する酒々井アウトレットモールには、インバウンドの中国のお客が多く訪れ、また、八街市民の方も働いていることから、決して人ごとではございません。

現在、国・県において、検疫所、保健所、感染症指定医療機関との連携により、水際で止めるよう感染拡大防止に努めています。本市におきましても、「八街市新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、相談窓口を設置するとともに、庁内の情報共有等を図り、千葉県とも密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。

市民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に、咳エチケットや手洗いなど、一人ひとりが通常の感染症対策を実施することがとても重要です。公的機関が発表する最新の情報に留意するとともに、武漢市から帰国・入国された方、あるいはこれらの方と接触された方は、事前に医療機関へ申告した後に受診するなど、ご協力をお願いいたします。

体感的にはまだまだ寒い日が続いておりますが、暦の上では立春が過ぎ、春は日に日に近づいています。今年は暖冬のせいか、ふきのとうも例年より早く顔を出しましたし、水栽培のヒヤシンスの芽も青く膨らみ、葉の奥にはつぼみが隠れていて、すぐそこに春を感じさせます。

先にも申し上げましたとおり、本年は私が市長に就任して10年目を迎える年でございます。この間、多くの皆様のご支援をいただき、市長の職責を果たしてまいりましたが、市長として私が常に心がけていたことは、組織の上に立つものは、権力の行使に慎重かつ抑制的でなければならないということでございます。市長としての経験を重ねるにつれ、実るほど頭を垂れる稲穂のように、耳に痛い言葉にも感謝の気持ちをもって真摯に耳を傾けること、そして刹那的な感情よりも大局的な未来を優先し、市政運営にあたるということでございます。

昨年、天皇陛下は即位に際しまして、「皇位を継承するにあたり、上皇陛下のこれまでの

歩みに深く思いをいたし、自己の研鑽に励むとともに、常に国民を思い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します。」とのお言葉を述べられました。

私も国民の1人として、また、八街市長として天皇陛下のお言葉を胸に刻み、八街市の発展のために努力してきた先達に敬意と感謝の気持ちを持ちながら、常に市民の皆様に寄り添い、さまざまなご意見を拝聴しながら、千代に八千代に八街市がすばらしい街と誇れるよう、八街市民の幸せと一層の発展のため、誠心誠意、よりよいまちづくりの実現のため努力してまいります。

春の訪れとともに、もうすぐ令和2年度の新たなまちづくりがスタートすることになります。これからも本市のまちづくりを皆様とともに進めてまいりたいと考えておりますので、ここに改めて市民の皆様並びに議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます、令和2年度の市政運営方針といたします。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、諮問1件、専決処分の承認を求める案件2件、条例の改正8件、条例の廃止1件、令和元年度八街市一般会計補正予算、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算、令和元年度八街市水道事業会計補正予算、令和2年度各会計予算の、合計23議案でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

これは、「尾高幸子」氏の任期が令和2年6月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、令和元年台風第15号等により被災された市民への支援に要する補正予算について、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事において、その一部について工法を変更する等の変更契約を締結することについて、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するにあたり、育児休業や旅費等の関係条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、選挙長等の報酬及び消防団員の出動手当を引き上げることに、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第5号は、八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、下水道事業特別会計の企業会計への移行に伴い、一般会計財政調整基金から企業会計へ資金を融通することについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第6号は、八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてでございます。

これは、市立幼稚園における延長保育を廃止したことに伴い、延長保育料徴収に係る条例を廃止するものでございます。

議案第7号は、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第8号は、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の連携施設の確保について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第9号は、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、子ども・子育て支援法施行規則並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第10号は、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人の印鑑登録について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第11号は、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、民法の一部改正により、入居要件としての連帯保証人を求めないことなどについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第12号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から1億8千209万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を248億7千853万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、地方特例交付金284万7千円の増、国庫支出金3千576万6千

円の減、県支出金555万4千円の減、財産収入413万3千円の増、寄附金1千535万円の増、繰入金8千910万5千円の減、市債7千230万円の減が主なものでございます。

歳出につきましては、総務費は、台風15号等による災害対策事業費などにより4千329万4千円の増、民生費は、児童館整備事業費や児童手当支給費などの減額により1億7千223万3千円の減、衛生費は、健康診査委託料や病院医療機器整備事業補助金、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費などの減額により2千709万9千円の減、土木費は、下水道事業特別会計繰出金や都市計画道路3.4.3号八街神門線整備事業費の減額などにより1千2万5千円の減、教育費は、特別支援教育就学奨励費の減額などにより651万7千円の減、公債費は、償還元金及び利子が確定したことにより436万2千円の減、とするものが主なものでございます。

継続費につきましては、1件を廃止するものでございます。

繰越明許費につきましては、令和元年度予算に計上した事業のうち、台風15号による災害対策事業費など11件について、年度内の完了が見込めないことから計上するものでございます。

債務負担行為につきましては、弥富川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金など、3件を追加するものでございます。

地方債につきましては、追加1件、変更7件で、地方債限度額の合計を7千230万円を減額するものでございます。

議案第13号は、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に1億8千514万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億8千838万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金1億8千473万4千円、国庫支出金41万2千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費354万8千円を減額し、基金積立金1億7千692万2千円、諸支出金1千177万2千円を追加するものでございます。

議案第14号は、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に3千9万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4千949万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料3千118万円、繰越金289万5千円を追加し、繰入金398万1千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金2千921万9千円、諸支出金87万5千円を追加するものでございます。

議案第15号は、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に557万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億455万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金496万5千円、財産収入14万2千円、繰入金46万7千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費46万7千円、基金積立金510万7千円を追加するものでございます。

繰越明許費につきましては、一般管理費について年度内の完了が見込めないことから設定するものでございます。

議案第16号は、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から912万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5千74万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、諸収入157万1千円を追加し、繰入金909万6千円、市債160万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道事業費912万5千円を減額するものでございます。

繰越明許費につきましては、公共下水道汚水整備事業費について年度内の完了が見込めないことから設定するものでございます。

地方債の補正につきましては、下水道事業資本費平準化債の変更で、限度額を160万円減額するものでございます。

議案第17号は、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的支出につきましては、既定の予算に22万8千円を追加し、総額を10億6千215万6千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算から10万3千円を減額し、総額を3億3千437万1千円とするものでございます。

議案第18号から議案第23号までは、令和2年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。

各予算の概要につきましては、後ほど、各担当部課長から説明いたします。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

議案説明中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時08分）

○議長（鈴木広美君）

再開いたします。

報告がでございます。早退の届出が林政男議員よりありましたので、それを許可いたしました。

以上で報告を終わります。

○総務部長（大木俊行君）

それでは、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算につきまして、ご説明をいたします。

お手元に配付いたしました、令和2年度八街市予算書、5ページをお開きください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ225億8千万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、6ページから12ページまでの「第1表歳入歳出の予算」によるものとしております。

歳入歳出の予算の総額を前年度と比較しますと、11億1千万円、5.2パーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、13ページから14ページの「第2表債務負担行為」によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、15ページから17ページの「第3表地方債」によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借入最高額を30億円と定めるものとしております。

次に、第5条では、地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主なものにつきましてご説明いたします。

6ページ、第1表歳入歳出予算をごらんください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

1款市税につきましては、74億8千966万1千円、歳入全体の33.1パーセントを占めているものでございます。前年度と比較しますと、508万6千円、0.1パーセントの減を見込んだところでございます。

主な増減といたしましては、法人住民税の税率変更に伴う、市民税の減額や、新築家屋の増及び償却資産の新設に伴う、固定資産税の増額を見込んでおります。

次に、2款地方譲与税につきましては、1億7千600万円で、前年度と比較しまして、2千万円、10.2パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては、400万円で、前年度と比較しまして、300万円、42.9パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては、3千900万円で、前年度と比較しまして、100万円、2.5パーセントの減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、2千600万円で、前年度と比較しまして、1千900万円、42.2パーセントの減となっております。

次に、6款法人事業税交付金につきましては、市町村の税源の偏在是正を目的として、令和2年度より新規に計上した項目でありまして、2千万円を計上しております。

次に、7款地方消費税交付金につきましては、14億3千500万円で、前年度と比較しますと、2億4千900万円、21.0パーセントの増となっております。

7ページに参りまして、8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、1千800万円で、前年度と同額でございます。

次に、9款自動車取得税交付金につきましては、前年度と比較しまして、4千399万9千円の減となっており、自動車取得税交付金の廃止に伴う減額計上でございます。滞納繰越分の交付を考慮して、1千円の計上としております。

次に、10款環境性能割交付金につきましては、3千万円で、前年度と比較しますと、1千400万円、87.5パーセントの増となっております。

次に、11款地方特例交付金につきましては、4千400万円で、前年度と比較しますと、4千619万円、51.2パーセントの減となっております。

内訳といたしましては、住宅借入金等特別税額控除に関わる減収分の見込み交付分及び自動車税、軽自動車税減収補填特例交付金が前年度より200万円の減、幼児教育の無償化に伴う財源としまして、地方消費税交付金交付額が増額されるまでの間、臨時的に交付される、子ども・子育て支援臨時交付金が令和2年度は収入が見込まれないため、4千419万円の減となっております。

次に、12款地方交付税につきましては、41億5千万円で、前年度と比較しますと、5億1千万円、14.0パーセントの増となっております。

普通交付税は、令和元年度は36億5千428万円となる見込みでございます。令和2年度は、昨年度末の総務省によります地方財政対策において、対前年度プラス2.5パーセントとなっていることを加え、本市における、基準財政収入額における市税・各種交付金等の伸びや、基準財政需要額における個別算定経費の積算を加味し、当初予算の算定については、36億5千万円を見込んだものでございます。

また、特別交付税につきましては、令和元年度予算で措置した、被災農業施設等復旧支援事業費に伴う交付額を見込んで算定した結果、前年度より3億1千万円の増、5億円を見込んでおります。

次に、13款交通安全対策特別交付金につきましては、600万円で、前年度と同額でございます。

ただいま、ご説明をいたしました、2款から13款につきましては、「総務省からの地方財政対策の概要」及び「県からの財政情報」等を考慮し積算したものでございます。

次に、14款分担金及び負担金につきましては、9千755万円で、前年度と比較しますと、4千291万7千円、30.6パーセントの減となっております。幼児教育無償化に伴う保育園負担金の減が主な要因でございます。

次に、15款使用料及び手数料につきましては、2億6千579万2千円で、前年度と比較しますと、663万6千円、2.4パーセントの減となっております。幼児教育無償化に伴う幼稚園利用料の減が、主な要因でございます。

次に、16款国庫支出金につきましては、37億8千251万7千円で、前年度と比較しますと、2億1千306万7千円、6.0パーセントの増となっております。生活保護費負担金や障害者自立支援給付費負担金及び障害児通所給付費負担金等が増額したことによるものでございます。

続きまして、8ページに参りまして、17款県支出金につきましては、17億4千26万7千円で、前年度と比較しますと、1億6千856万円、10.7パーセントの増となっております。保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金等が増額したものでございます。

次に、18款財産収入につきましては、1千854万9千円で、前年度と比較しますと、698万1千円、60.3パーセントの増となっております。住野交差点改良に伴う用地の売り払いや補償費に伴う収入、財政調整基金積立金利子の増等によるものでございます。

次に、19款寄附金につきましては、落花生の郷やちまた応援寄附金として、前年度と同額の5千200万円を見込んでおります。

次に、20款繰入金につきましては、6億9千360万5千円で、前年度と比較いたしますと、1億1千615万8千円、14.3パーセントの減となっております。

財政調整基金繰入金は6億4千17万6千円の計上により、前年度より1億2千982万8千円の減となっております。

次に、21款繰越金につきましては、前年度と同額の1億円としております。

次に、22款諸収入につきましては、5億2千685万6千円で、前年度と比較しますと、3千17万8千円、6.1パーセントの増となっております。老人福祉センター整備事業に伴う、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の計上などによるものでございます。

続きまして、9ページに参りまして、23款市債につきましては、18億6千520万円で、前年度と比較いたしますと、2億220万円、12.2パーセントの増となっております。

主な内容としましては、児童館整備事業として2億1千400万円、道路改良事業として1億9千20万円、老人福祉センター整備事業として1億7千850万円となっているほか、普通交付税の補填的措置であります臨時財政対策債は、7億1千万円を計上しております。

なお、令和2年度の起債依存度につきましては、8.3パーセントとなっております。

歳入予算の説明につきましては、以上でございます。なお、詳細につきましては、48ページから72ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。10ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費は、対前年度比330万6千円、1.6パーセント増、2億1千569万2千円の計上でございます。一般職人件費の増が主なものとなっております。

次に、2款総務費は、対前年度比1億51万5千円、4.6パーセント減の、20億7千840万9千円の計上でございます。

増額の主なものにつきましては、庁舎整備費1億4千880万5千円、千葉県知事選挙費2千293万3千円。また、減額の主なものにつきましては、庁舎耐震整備事業費2億394万円、市議会議員選挙費4千946万6千円、市税徴収事務費3千532万8千円などでございます。

3款民生費は、対前年度比8億4千517万8千円、8.9パーセント増の、103億7千38万8千円の計上でございます。

増額の主なものとしたしましては、老人福祉センター整備事業費2億4千736万7千円、私立認定こども園施設整備事業費1億7千700万3千円、障害者自立支援給付事業費1億6千136万8千円、児童館整備事業費1億4千465万円、生活保護費1億3千895万7千円。また、減額の主なものとしたしましては、児童扶養手当支給費8千843万9千円、私立小規模保育事業所施設整備事業費4千625万2千円、保育園施設整備事業費4千558万7千円、児童手当支給費4千395万5千円などでございます。

4款衛生費は、対前年度比2億249万円、9.5パーセント増の、23億3千422万5千円の計上でございます。

増額の主なものとしたしましては、八富成田斎場費6千141万4千円、クリーンセンター・処分場管理運営費3千723万4千円、風しんの追加的対策事業費2千310万5千円、高校生等医療費助成事業費2千31万1千円、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費1千720万4千円などでございます。

また、減額の主なものとしたしましては、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費2千138万9千円などでございます。

5款農林水産業費は、対前年度比720万7千円、2.6パーセント増の、2億8千209万円の計上でございます。

増額の主なものとしたしましては、農業災害対策支援事業費656万6千円、園芸用廃プラスチック適正処理事業費613万8千円、農業経営多角化支援事業費450万円、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費330万円などでございます。

また、減額の主なものとしたしましては、園芸生産拡大支援事業費926万5千円でございます。

6款商工費は、対前年度比104万6千円、0.8パーセント増の、1億2千597万6千円の計上でございます。一般職人件費の増が主なものとなっております。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

7款土木費は、対前年度比1億447万2千円、8.1パーセント増の、13億9千277万3千円の計上でございます。道路整備事業費9千573万3千円及び道路排水施設整備事業費1千327万6千円の増や、住宅施設整備事業費2千459万6千円の減が、主なものとなっております。

8款消防費は、対前年度比4千498万9千円、3.3パーセント増の、14億712万5千円の計上でございます。消防施設整備事業費3千43万円や防災費811万1千円の増

が、主なものとなっております。

9款教育費は、対前年度比1億4千329万2千円、5.9パーセント減の、23億12万1千円の計上でございます。中央公民館整備事業費2千989万円の増や、中学校施設改修事業費1億3千858万8千円及び図書館整備事業費7千247万6千円の減が、主なものとなっております。

11款公債費は、対前年度比、元金分が「1億5千669万2千円」の増、利子分が「1千139万4千円」の減、合計「1億4千529万8千円」、「7.7パーセント」増の、「20億2千130万7千円」の計上でございます。

歳出予算の説明につきましては、以上でございます。歳出につきましてはの詳細は、75ページから271ページをご参照いただきたいと思います。と存じます。

以上もちまして、令和2年度八街市一般会計予算につきましてはの説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

○市民部長（和田文夫君）

それでは、議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の21ページをごらんください。

第1条では、令和2年度当初予算の歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ、85億2千954万6千円と定めるもので、前年度と比較し、2億7千369万円、3.1パーセントの減でございます。

減額の主な理由は、歳入において、被保険者の減少に伴う収税額の減額と、歳出においては、医療給付費の減少に比例し、県からの交付金が減額となっていることによるものでございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、25ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条の一時借入金は、一時借入をしなければならない事態が生じた場合の対応として、限度額を15億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、予算書の22ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税、19億6千97万9千円につきましては、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に係る保険税であり、前年度と比較し、1億722万3千円、5.2パーセントの減でございます。

2款県支出金は、59億6千982万4千円の計上で、前年度と比較し、1億4千843万2千円、2.4パーセントの減でございます。これは、医療給付費の減少に伴い、県からの交付金が減額となったものでございます。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、5億5千96万8千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、1千753万4千円、3.1パーセントの減でございます。

4款繰越金は、1千円で、存目計上でございます。

5款諸収入は、4千777万4千円の計上で、前年度と比較し、50万円、1.0パーセントの減でございます。

なお、歳入の詳細につきましては、299ページから、303ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書の23ページをごらんください。

1款総務費は、4千296万3千円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収に要する経費でございます。

2款保険給付費は、一般被保険者及び退職被保険者等にかかる療養給付費で、59億1千865万1千円を計上いたしました。前年度と比較し、1億5千400万7千円、2.5パーセントの減でございます。

主なものは、現物給付となる療養給付費や現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などでございます。

3款国民健康保険費納付金は、国民健康保険制度の広域化に伴い、県が市町村ごとの医療費水準と、所得水準を考慮し定める納付金で、前年度と比較し、1億1千157万9千円、4.6パーセント減の22億9千7万3千円を計上いたしました。

4款共同事業拠出金2千円の計上は、年金受給者のデータから退職者医療制度該当者を抽出するために要する国保連合会への事業拠出金でございます。

5款保健事業費、6千134万3千円は、特定健康診査・保健指導に要する経費及び人間ドック・脳ドック助成事業の経費を計上いたしました。前年度と比較しますと、103万7千円、1.7パーセントの増でございます。

24ページに移りまして、6款基金積立金は、歳入歳出の差額1億9千819万9千円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7款公債費は、一時借入金の利子として、前年度と同額の、300万円を計上いたしました。

8款諸支出金につきましては、保険税過誤納還付金などで、前年度と同額の1千31万5千円を計上いたしました。

9款予備費500万円も、前年度と同額の計上でございます。

なお、歳出の詳細につきましては、304ページから315ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

以上で、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の29ページをごらんください。

令和2年度当初予算の歳入歳出予算の総額を第1条において、歳入歳出それぞれ、7億641万円と定めるもので、前年度と比較し、8千700万7千円、14.0パーセントの増でございます。

これは、被保険者の増加に伴い、歳入においては保険料が、また、歳出においては、広域連合への負担金が増額となったことによるものでございます。

それでは、30ページをごらんください。

初めに歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、5億5千12万7千円で、前年度と比較し、7千798万2千円、16.5パーセントの増でございます。

2款繰入金は、1億4千988万3千円で、前年度と比較し、872万7千円、6.2パーセントの増で、一般管理費や賦課徴収費分の事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度の繰入金でございます。

3款繰越金は、令和元年度の繰り越し見込額として、200万円を計上いたしました。

4款諸収入は、440万円で、前年度と比較し、29万8千円、7.3パーセントの増で、賦課徴収帳票作成業務受託費、長寿・健康増進事業補助金が主なものでございます。

なお、歳入の詳細につきましては、325ページから326ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

31ページをごらんください。

1款総務費は、665万5千円で、前年度と比較し、69万5千円、11.7パーセントの増で、1項総務管理費のうち主なものは、保険者証等の郵送料、人間ドック等助成費でございます。2項徴収費は、保険料の賦課徴収に要する経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、6億9千725万4千円で、前年度と比較し、8千631万2千円、14.1パーセントの増で、市が徴収した保険料と、保険料軽減分に係る一般会計からの基盤安定繰入金の合計額を、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

3款諸支出金は、前年度と同額の150万1千円で、過年度分の保険料過誤納還付金及び還付加算金でございます。

4款予備費は、前年度と同額の100万円でございます。

なお、歳出の詳細につきましては、327ページから329ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

以上で、議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第21号、令和2年度八街市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の35ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、49億3千154万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、1億4千78万2千円、2.9パーセントの増でございます。増額の主な理由は、保険給付費の増によるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、36ページをごらんください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款保険料でございますが、13億2千370万9千円の計上で、前年度と比較しますと2千367万6千円、1.8パーセントの減となっております。減額の主な理由は、介護保険料のさらなる軽減策として、第1段階から第3段階の保険料が軽減されたことによるものでございます。

2款分担金及び負担金でございますが、前年度と同額の180万円の計上で、地域支援事業に係る利用者の自己負担金でございます。

3款国庫支出金でございますが、8億9千363万3千円の計上で、前年度と比較しますと、5.0パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する国の負担金及び、調整交付金、地域支援事業交付金でございます。

4款支払基金交付金でございますが、12億8千313万8千円の計上で、前年度と比較しますと、4.7パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び、地域支援事業支援交付金でございます。

5款県支出金でございますが、7億1千775万円の計上で、前年度と比較しますと0.2パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する県の負担金、地域支援事業に係る交付金でございます。

6款財産収入でございますが、介護給付費準備基金積立金利子、1千円を存目計上するものでございます。

7款繰入金でございますが、7億578万6千円の計上で、前年度と比較しますと9.8パーセント増となっております。これは、介護給付費、事務費及び地域支援事業の市負担金並びに、低所得者介護保険料軽減による繰入金が主なものでございます。

8款諸収入でございますが、472万3千円の計上で、前年度と比較しますと15パーセントの減となっております。

続きまして、37ページをごらんください。

9款繰越金でございますが、前年度と同額の100万円の計上でございます。

なお、歳入の詳細につきましては、335ページから340ページをご参照ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書の38ページをごらんください。

1款総務費でございますが、6千822万2千円の計上で、前年度と比較しますと、2千251万2千円、24.8パーセントの減となっておりますが、これは、小規模多機能型居

宅介護事業所の施設整備に係る補助金の減によるものが主なものでございます。

2款保険給付費でございますが、46億1千901万2千円の計上で、前年度と比較しますと1億9千973万9千円、4.5パーセントの増となっております。

主なものは、要支援・要介護認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費、要介護・要支援者が利用したサービスに係る自己負担額のうち限度額を超えた部分に対する給付費、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費などでございます。

3款地域支援事業費でございますが、1億9千95万円の計上は、前年度と比較しますと54万8千円、0.3パーセントの増となっております。

4款基金積立金でございますが、5千35万5千円を介護給付費準備基金へ積み立てするものでございます。

5款諸支出金につきましては、第1号被保険者保険料の還付金等で200万1千円を計上いたしました。

続きまして、39ページをごらんください。

6款予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

なお、歳出の詳細につきましては、341ページから352ページをご参照ください。

以上で、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、令和2年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○経済建設部長（江澤利典君）

それでは、議案第22号、令和2年度八街市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

来年度より公営企業会計となりますので、別途配布してございます令和2年度八街市下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量でございますが、処理区域内人口を1万9千621人、年間有収水量を168万7千30立方メートルと見込むものでございます。

また、主な建設改良事業といたしまして、雨水整備事業4千200万円、汚水整備事業9千506万8千円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出でございますが、予算書の5ページ、令和2年度八街市下水道事業会計予算実施計画書をごらんください。なお、特別会計から公営企業会計への移行にあたり、各項目の積み上げ方法が異なるため、前年度との比較はできませんのでご了承願います。

初めに、収入でございますが、1款下水道事業収益は、7億9千148万7千円を見込んでおります。その内訳ですが、1項営業収益2億5千974万1千円は、主なものとして、下水道使用料、大池調整池の維持管理に係る道路管理者からの負担金、老朽化したマンホール蓋の交換に対する社会資本整備総合交付金などを計上しております。

次に、2項営業外収益5億3千174万6千円は、収益的支出に対する過去に償却資産を取得した際の国庫補助金などの財源を収益化した長期前受金戻入、及び一般会計補助金が主なものでございます。

続きまして、支出でございますが、1款下水道事業費用は7億7千493万3千円を予定しております。

その内訳ですが、1項営業費用7億158万円は、大池調整池維持管理業務委託料等・雨水管渠費、マンホールポンプ等污水施設維持管理業務委託料、光熱水費及び下水道台帳システム委託料等・污水管渠費、損益勘定職員の人件費等を含む総係費、流域下水道維持管理負担金、固定資産の減価償却費でございます。

次に、2項営業外費用5千453万8千円は、主なものといたしまして、企業債の支払利息でございます。

次に、3項特別損失1千781万5千円は、消費税及び地方消費税納付見込額その他、公営企業会計適用初年度の措置として、損益勘定職員の期末勤勉手当などの引当金に相当する額を計上するものでございます。

次に、4項予備費100万円は、不測の事態に対応するためのもので、前年度と同額を計上しております。

続いて、6ページをごらんください。

第4条資本的収入及び支出ですが、初めに、収入でございますが、1款資本的収入は2億389万1千円を見込んでおります。その内訳ですが、1項企業債1億1千830万円は、公共下水道事業に係る建設企業債でございます。

次に、2項他会計補助金3千277万5千円は、企業債の償還に要する経費に対する一般会計からの補助金でございます。

次に、3項補助金3千500万円は、大池調整池整備及び污水枝線整備工事に係る社会資本整備総合交付金を見込んでおります。

次に、4項負担金1千781万6千円は、下水道事業受益者負担金及び大池調整池整備事業に係る道路管理者からの工事負担金でございます。

続きまして、支出でございますが、1款資本的支出は4億4千893万2千円を見込んでおります。

その内訳ですが、1項建設改良費1億4千991万1千円は、主なものとして、大池調整池整備工事の雨水管渠建設改良費、資本勘定職員の給与・手当等人件費、ストックマネジメント実施計画策定業務委託料、污水枝線整備工事等に係る污水管渠建設改良費、流域下水道建設費負担金でございます。

次に、2項企業債償還金2億9千902万1千円は、建設企業債元金の償還金及び公営企業会計適用債等その他の企業債元金償還金でございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りください。

中段の、第4条の括弧書きについてですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する

額、2億4千504万1千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額668万5千円、当年度分損益勘定留保資金2億232万8千円、当年度利益剰余金処分額3千602万8千円で補填することとしております。

続いて、2ページをお開きください。

第4条の2特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、令和2年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ4千45万6千円及び3千838万6千円とするものでございます。

次に、第5条企業債ですが、これは、起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和2年度に実施する公共下水道事業などについて起こす企業債について定めるものでございます。

次に、第6条一時借入金ですが、これは年度途中において収入の時期により一時的な資金不足があった場合、それを補う短期的な借り入れの限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは、流用することができる場合を「営業費用及び営業外費用間の流用」と定めるものでございます。

次に、第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これにつきましては、職員の給与費9千14万9千円を定めるものでございます。

次に、第9条他会計からの補助金ですが、これは、下水道事業運営のため、一般会計から補助金として受け入れる額を2億8千236万7千円と定めるものでございます。

次に、第10条利益剰余金の処分ですが、これは当年度利益剰余金のうち3千602万8千円は、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものでございます。

次に、第11条たな卸資産購入限度額ですが、これは、たな卸資産の購入限度額を63万円と定めるものでございます。

なお、八街市下水道事業会計予算に関する説明資料として、7ページ以降に、八街市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市下水道事業会計予定貸借対照表、八街市下水道事業会計予定開始貸借対照表、重要な会計方針などの注記を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上をもちまして、令和2年度八街市下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水道課長（海保直之君）

それでは、議案第23号、令和2年度八街市水道事業会計予算について、ご説明いたします。

令和2年度八街市水道事業会計予算書をご参照ください。

1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、給水件数を1万5千13戸、年間総排水量を361万518立方メートル、1日平均排水量を9千892立方メートルと見込むものです。

また、主な建設改良工事といたしまして、配水管更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出と、第4条資本的収入及び支出ですが、予算書の4ページ、5ページの令和2年度八街市水道事業会計予算実施計画書をごらんください。

初めに、収入、第1款水道事業収益12億1千572万4千円で、前年度と比較しますと、1千226万5千円、1パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項営業収益は8億713万円で、前年度と比較しますと、1千229万6千円、1.5パーセントの減となっており、その主なものは、第1目給水収益です。

次に、第2項営業外収益は4億859万4千円で、前年度と比較しますと、3万1千円の増となっており、その主なものは、第2目他会計補助金及び第3目補助金です。

次に、支出、第1款水道事業費用10億6千831万9千円で、前年度と比較しますと、705万9千円、0.7パーセントの増となっております。

この内訳ですが、第1項営業費用は10億1千7万1千円で、前年度と比較しますと、1千5万7千円、1パーセントの増となっており、その主なものは、第1目原水及び浄水費、第2目配水及び給水費、第4目総係費、第5目減価償却費です。

次に、第2項営業外費用は5千724万8千円で、前年度と比較しますと、299万8千円、5パーセントの減となっており、その主なものは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費です。

次に、第3項予備費は100万円で、前年度と同額を計上するものです。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入、第1款資本的収入8千231万7千円で、前年度と比較しますと、989万9千円、10.7パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項企業債6千140万円で、前年度と比較しますと、1千520万円、32.9パーセントの増となっております。これは、管路近代化事業に係る企業債費です。

次に、第2項出資金483万6千円で、前年度と比較しますと、194万1千円、67パーセントの増となっております。これは、管路耐震化事業に伴う一般会計からの出資金です。

次に、第3項工事負担金1千608万1千円で、前年度と比較しますと、2千704万円、62.7パーセントの減となっております。これは、消火栓設置工事並びに配水管布設工事に伴う一般会計からの負担金です。

続きまして、支出、第1款資本的支出3億1千659万8千円で、前年度と比較しますと、1千875万6千円、5.6パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項建設改良費は、1億2千185万2千円で、前年度と比較しますと、1千704万9千円、12.3パーセントの減となっており、その主なものは、第2目施設費です。

次に、第2項企業債償還金は、1億9千444万6千円で、前年度と比較しますと、170万7千円、0.9パーセントの減となっております。これは、企業債元金の償還金です。

予算書の1ページにお戻りください。

第4条の括弧書きは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額728万5千円、過年度分損益勘定留保資金8千63万8千円、当年度分損益勘定留保資金635万8千円及び減債積立金1億4千万円等で補填するものです。

予算書の2ページをお開きください。

第5条債務負担行為ですが、公営企業会計システム賃貸借及び保守業務について、その期間を令和3年度から令和7年度まで、限度額を1千970万8千円に定めるものです。

第6条企業債ですが、これは、起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和2年度に実施する管路近代化事業に係る企業債について定めるものです。

第7条一時借入金ですが、これは、一時借入金の限度額を1億5千万円と定めるものです。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは、流用することができる場合を「営業費用及び営業外費用間の流用」と定めるものです。

第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは、職員の給与費8千52万4千円を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものです。

第10条他会計からの補助金ですが、これは、営業対策費及び一般会計繰り出し基準に基づく児童手当に要する経費の補助金として、受け入れる額を1億6千81万2千円と定めるものです。

第11条たな卸資産購入限度額ですが、これは、たな卸資産の購入限度額を1千852万2千円と定めるものです。

なお、八街市水道事業会計予算に関する説明資料として、6ページ以降に、八街市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書が掲載されておりますのでご参照ください。

以上で、議案第23号令和2年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号は、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたします。

した。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については直ちに意見を決定したいと思います。人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

諮問第1号は市長の推薦のとおり適任と認めることに決定をいたしました。

お諮りします。議案第18号は19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

予算審査特別委員会を設置して、これに付託し審査することに決定をいたしました。

ただいま、設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名いたします。

委員は配付してあります名簿のとおり、19名を指名いたします。

これから、しばらくの間休憩し、予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。

しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡をいたします。

(休憩 午後0時02分)

(再開 午後0時18分)

○議長(鈴木広美君)

再開します。

正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に山口孝弘議員、同副委員長に角麻子議員、以上のとおり決定をいたしました。

議案第18号を配付の議案付託表のとおり、予算審査特別委員会に付託し、開催日の通知といたします。

日程第4、休会の件を議題といたします。

明日、15日から19日の5日間を、休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。15日から19日の5日間を休会することに決定をいたしました。本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

2月20日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。2月19日午前9時から全員協議会を開催し、一般会計新年度予算事業費説明会を行います。

2月28日に、議案第18号を除く議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は21日の午後1時までに通告書を提出するようお願いをいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については、質疑を避けるようお願いをいたします。

この後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室に1時30分より行いますのでお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後0時20分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程
諮問第1号
議案第1号から議案第23号
提案理由の説明
諮問第1号
質疑省略、委員会付託省略、討論を省略、採決
予算審査特別委員会の設置及び付託
4. 休会の件

-
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度八街市一般会計補正予算について）
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の変更契約の締結について）
- 議案第3号 公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 議案第7号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 令和元年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第13号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第14号 令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第15号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

- 議案第16号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第17号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第18号 令和2年度八街市一般会計予算について
- 議案第19号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第21号 令和2年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和2年度八街市下水道事業会計予算について
- 議案第23号 令和2年度八街市水道事業会計予算について